

令和 7 年度第 2 回豊橋市児童相談所設置等検討会議（有識者会議） 会議録

日 時	令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
場 所	豊橋市こども若者支援センター 第 1 会議室
出席者	〔委 員〕 敬称略・五十音順 井上香奈子、大瀧和男、河邊伸泰、中村聡、野儀あけみ、前田清 〔事務局〕 芳賀信明（こども未来部長）、内藤政宏（こども若者支援センター長）、後藤寛貴（副センター長）、山口雄太（主査） 他 5 名
欠席者	なし
傍聴者	2 名

要旨

議題 1. 令和 7 年度豊橋市児童相談所設置等検討会議の進め方（予定）

議題 2. 令和 7 年度検討会議の主な議題（予定）

○A 委員（議長）

それでは、次第に基づき、議題 1 と議題 2 について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料 1 及び資料 2 について事務局から説明

○A 委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。

議題 3. 組織体制・職員配置・人材確保の考え方について

○A 委員（議長）

ご発言はないようですので、議題 3 について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料 3 目次 1 について事務局から説明

○A 委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。

○C 委員

弁護士の配置についてどう考えているか特に関心があります。（児童相談所では）苦労しています。元々弁護士は組織の中で働くのが必ずしもメジャーではなく、伝統的に自分で事務所を構えて仕事をしています。ただ最近は組織に入って、組織内の弁護士として活躍している人がたくさんいます。豊橋市にも弁護士資格のある職員がいます。今後ともだんだんそういうことになると思ってますけど、そうは言いながらも全国の児童相談所を調べてみると、なかなか児童相談所に勤めてくれる弁護士を探すのが大変です。今日の資料だと、定員 1 名だけど欠員と書いてある市もあります。この辺りヒアリングしたと思うんですけど、どんな状態になってるのか説明していただければと思います。

○事務局

この市は視察に行き直接ヒアリングもさせてもらったところで、医師や弁護士の確保が難しいというのは、どこの自治体もあるのかなと伺っています。今は欠員という状況ですが、来年度は確保ができると伺っています。ただ確保はやっぱり非常に大変だと伺っています。現状ですと、委託といった形でやっているかなと思いますが、この辺は C 委員に確認したいところです。確保がなかなか難しく、正規・非正規にとらわれない確保の手段を考えないといけないというところでのご助言などもしあればお願いしたいなと思います。

○C 委員

児童相談所関係の業務に限らないんですけど、弁護士のお客さんがかなり誤解してる方が

多いかなと思います。弁護士と連携して仕事をする機会ってあんまりないもんだから、それで誤解するのかなということだけど、弁護士の資格があると同じサービスが提供されると。同じ能力で同じサービスが提供されると皆思ってるんですよ。弁護士はそれぞれ専門があってスキルがあって、能力はでこぼこです。だから弁護士の資格がある人が常勤の職員であればすべて解決するって訳ではないんだらうなというのが正直なところですよ。それから児童相談所は常勤の弁護士を置きなさいと、或いはそれに準ずるような体制を取りなさいということで、その準ずるような体制ということである意味で帳じりを合わせてるようなところも多いと思います。ある市では各児童相談所に1人ずつ非常勤の弁護士がいるんですよ。それに対して、準ずる措置ということで対応しているところもあります。豊橋の場合どうするのかというのが非常に関心事なんですよ。職員のスキルアップ、その他のために何年かかけて、順番に体制を整えてということだと思ってるんですけど、何年か前から常勤になる予定の弁護士を温めておく訳にもいかんだろうから、どうするのかというのが1つ疑問なのと。それからそれなりの弁護士資格のある常勤の職員を雇うとすると、それなりに処遇をしなきゃいかんので。課長級ぐらいの給料を用意するとかね。あちこちでいろいろ苦労してると思うんですけど、それに対して応募してくる人は弁護士3年目ぐらいの若い人だとかね。こどもの問題には関心があるけども、特に児童相談所業務にはスキルがないけども私でもいいでしょうみたいな感じで。いい人が来てくれたというケースもあれば、こんなものなのかというようなケースも多分あるんじゃないかなと思うんですよ。私の知ってる範囲内では、ある市は相当苦労してます。今は非常にいい方がいますけども、ちょっと前は相当苦労して、急にやめられたりして、なかなか募集が埋まらなかったりとか、そんな状況なんですね。児童福祉法が改正されて、児童相談所が置かれてる状況は非常に法的な問題で大変だと。親権者と戦わなきゃいけませんから。家庭裁判所でいろんな手続きしなきゃいけないのでね。こどもを守るために児童相談所には弁護士を配置しましょうと。或いはそれができないのであれば、それに準ずるような措置をしましょうというのが今の児童福祉法の考え方だと思うんですけど。そういう制度ができる前はね、公式にそういうネットワークがなかったんですよ。その中である県の児童相談所は、全国では比較的先進的な取り組みだと言われてるんですけども、弁護士が集まる任意団体と契約をして、個々の児童相談所に担当の弁護士を配置して、児童相談所のフォローに当たるというような体制をかなり早い段階で作りました。これはその当時は進んでいると言われたんですけど、その後児童福祉法が改正されて各児童相談所に弁護士を配置するというような時代になったんだけど、その県はどこの自治体もそうですけどいろいろお金がなかったりいろんな問題があるもんだから、今は準ずる措置ということで、任意の団体と契約をして、従前と同じように、従前より手厚いことは手厚いんですけど、弁護士を顧問弁護士みたいな形で各児童相談所に2名ずつ配置して、いろんな法的な手続きをアウトソーシングでやってると。アウトソーシングでやってると言っても、あくまで児童相談所の仕事なので、ケースワーカーだとか、SVだとかと一緒にあって、実際にはやってるんですけど。家庭裁判所に各種申し立てをするとかね、そういう法的な手続きを中心にサポートしてるとそんな状態です。ある市も常勤の職員を採用する前は、弁護団と同じように児童虐待対応弁護士業務というのを作って、契約をして派遣してたんですけど、常勤の職員ができた段階で外出しの契約はなくなったんですよ。大丈夫かなと思ったんだけど、やっぱり何かいろいろ不都合があって、最近は常勤の職員はいるんだけど、それとは別に弁護団と契約をして、量とか質で内部の弁護士が手に負えないというものについては、外出しするようなことになってるので、当然そこでまた予算の問題が出てくると。この後まだまだ先ですけど。常勤の職員を雇うことも大変だし。その時の人件費をどうするかとかね、どういう待遇にするかというのも問題だし。うまくこちらの希望に応えるような人が来てくれるのかという問題も大変なんだけど、それが来ても外の弁護士との契約がゼロでいいという訳にもいかんだろうなと思います。具体的にどういうことかという、先に挙げた弁護団は、児童相談所の顧問弁護士の集まりじゃないんですよ。こどもの問題について、いろいろ興味関心のある人たちが集まっている団体なので。例えばケースによっては、こどもの問題をきっかけにお母さ

ん側の代理人としてね、何か離婚訴訟で動くとか、そういういろんな付随業務もやるんですけど、それはね児童相談所に所属する弁護士ではできないんですよ。当たり前ですけどね。だから弁護士があることによって、児童相談所の代理人業務をやる以外のいろんな辛いところに届くような動きができるので。そういう意味では結局予算がつくんですけど、職員を採用するのは必要なんだけど、職員を採用したとしてもそういう外の団体との関係で何かサポートできるような契約を作っておいた方が、多分動きやすいかなと思います。年々法的手続きがややこしくなってるんですよ。今年の6月から一時保護状の制度ができました。児童虐待の問題で、児童相談所は行政としていろいろ家庭の中に介入していくんですけども、まずは親子分離をしなきゃいけないという場面があります。そのときには一時保護ということで、何ら令状なしに行政処分ができるんだというのが元々の理解だったんですけど、今は事後的でもいいんだけど一時保護したら司法審査を受けましょうということになっていて、それから2ヶ月経つと、一時保護なのに何で2ヶ月以上一時保護するのかってことで、家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認審判を申し立てなきゃいけません。それからもっと中長期的に親子分離する、施設に入所する措置をとるとか、或いは里親に委託するというときに、親権者、親権を行使する者が反対してるときには、家庭裁判所において児童福祉法 28 条承認審判を得るとか。それ以外にも児童相談所が家庭裁判所方面でいろいろ法的な手続きをとらなきゃいけない場面はいっぱいあるんですよ。例えば、普通の親であれば絶対に入院させて手術をするようなケースでも、児童の親が親権者らしいことをしないものだから、病院で手術を受けさせることができないんですよ。かわいそうですよね。これは誰がどう見ても手術をする。普通の医療行為なのにできないのです。そんなときには、家庭裁判所に親権停止の審判の申し立てをした上で、親権者職務執行停止の保全処分を取って、結果として一時保護中であれば、児童相談所長が親権を行使することができるようになります。そういう形を作って病院側に理解を得て、これで手術できますよねということで簡単な手術をしたりとかね。或いは、特別養子縁組をして、いろんな意味で恵まれないこどもに新しい親を与えてあげなきゃいけない場面ってあると思うんですけど、その時にも児童相談所が一定の役割を果たして、こどもが欲しいと思ってる里親に、里親委託ではなく、特別養子縁組の形でこどもを育ててもらえるような、そういう助けをする場合も児童相談所の権限でやる部分もあるんですよ。そういったいろんな法的手続きがあるので、児童相談所の中に常勤の弁護士がいてくれるといいなと思うし。いずれにしても専門職の確保という意味では、法的な手続きを取る上では結構いろいろ課題は大きいし、それに伴って多分予算のことも頭ん中めぐってると思うんですけど、いろんな意味で予算もしっかり確保してかないと、動くものも動かないだろうなと思いました。

○A委員（議長）

なかなか難しく、でもとても重要な課題です。法的な業務は児相の中でもとても重要なものなので、本当に大事に考えていかれるといいかなと思います。

○D委員

気になったのが、里親養育支援児童福祉司の配置とあるんですけど、今里親支援専門相談員を配置している施設では、現在活動している内容や区域、里親支援センターの設置を考えているところもあります。豊橋市としては教育も含めてどういう形でお考えなのか。多分、里親養育支援児童福祉司と里親支援専門相談員だけだと、手が回っていかないと思います。現状、里親支援専門相談員が施設にいるのは、週に1日か2日ぐらいになるので。あとは訪問に行ったり、打ち合わせに行ったり、児相とやりとりしたりする業務が多かったりしますので気になるところです。今県と里親支援センターの設置に向けたやりとりをしている施設があるのですが、豊橋市が児相を設置することになったときには、管轄が県でなくなると話題になっています。そこも今後どういうやりとりをしていくご予定なのかをお聞きしたいのと。一時保護の関係で、資料の20人の定員を超えた場合ってどうされるのか。一時保護専用施設の稼働率が毎月120%を超えるところもあります。一時保護専用施設の場合は、本来は2週間程度が限度なんですけど、長期になると半年近く一時保護する児童もいますし、よ

うやく何とか措置にこぎつけた子もいますし、年間延べ1,800人日の状況です。その対応をどこまでできるかっていうことも含めて、数的に大丈夫なのかなっていうところと、行き場がなく溢れるこどもがいないのかをすごく心配してて。一番心配してるのが、こどもたちを一時保護していただける先がないという現状があって、人数が県と豊橋市と違いはあるんですけど、気をつけて考えていただけると、溢れるこどもが最終的に生命に関わる虐待を受けてもいけないと思いますから、気になりました。

○事務局

里親の養育包括支援、フォスタリング事業は、まだ我々も勉強不足なところもありますし、これから現状をしっかりと見ていかなければいけないと思ってます。あと一時保護の定員ですけども、この20名が必ずしも適正な人数なのかはこれから精査していかなければいけないと思っておりますが、ただ定員があったとしても、求められる一時保護のキャパは波があるとしたときに、100%を超えてくる部分をどういうふうに対応していこうかも。配置基準に基づいた職員の人数も必要になってくると思いますし。今ご意見いただいたところで、しっかりと考えなければいけないと思っております。

○事務局

すみません。現状まだ里親支援をこういう方針でというところまではたどり着いてないです。これからご意見をいただいてクリアにしていかなければいけないことだと思います。どういった方向がいいのか、県とも相談しながらやっていきたいと思ってます。一時保護の定員は、十分な定員確保が必要だと思ってます。溢れないような形というところもあるんですけど、一定の規模感を決めないとハード的にも整理できないので、そこを超えてしまうようなところは、今後県とも養護施設とも調整しながらやっていかなければいけないことと思ってます。

○A委員（議長）

とても大事だと思います。児相内の里親養育支援の児童福祉司が1人に市につくことで、今よりも多分手厚くなると思います。プラス、フォスタリングを市としてどう考えるかということも含めてご検討いただければ、より身近に里親への支援ができると思うので、そこは少し期待も含めております。あと一時保護は本当に波があるので、高いところばかりで設定してしまうのもちょっと難しい。予算も人もかかることなので、県所管の施設との定員の割愛とか、ゆくゆく協議を重ねていつにわたって、溢れるこどもがないようにはご準備いただきたいと思います。

○D委員

多いときだと常に待機待ちです。

○A委員（議長）

一時保護は本当にこどもの命に関わることなので、少なめな予測はやはり危険なのではないかと思っております。

○B委員

先程弁護士の確保が難しいっていうのもありましたけど、医師の確保も非常に難しいだろうというふうに思うんですね。その辺のところをどういうアプローチで考えていくのかっていうのも。他の中核市とかのアプローチを参考にしていることなんですけども、何か戦略がおありなんでしょうか。

○事務局

医師の確保も戦略としてはまだまだこれからかなと思っております。すみませんE委員、その辺りもしご助言いただければ参考にさせてもらえればなと。

○E委員

大学病院から医師会からいろんなところにアプローチに行きました。本当にいろんなところ行かしてもらいましたが、なかなかいい返事がどこにももらえなくて、市立病院から派遣も願おうとか、いろんな方法を考えて提案をしてきましたが、最終的には保健所に数人の医師がいたので、まずは兼務ということで、小児科の先生に兼務していただく。ここ数年経っ

て保健所に新たな医師の採用があり、兼務していただいていた医師は、児相専任になっております。あと、児童精神の先生もとても大切ですが、大学病院と話し合い、派遣をしてもらいました。歯科の先生も必要ですので、歯科医師会と調整をし、派遣をしてもらいました。本当に難しかったですね。でも、医師はとても必要です。こどもの心理の状況、被害状況の確認をするためにも。こどもが飲んでいる薬の状態や、感染症にり患した職員やこどもが出たとき、先生が蔓延しないよう予防対策をしてくれます。職員やこどもに感染症が出ても蔓延しない状態に今はなってます。今回事務局はたくさんの自治体をヒアリングして、これだけの資料を集められて、内容を見てもうまくまとまっていると思いますし、そこから検討だなと感じました。あと人材確保ということで、計画的に実施しているところに少しプラスさせていただきたいのが、先程意見もあったように、様々な状況のこどもを預かり支援していくため、児相の運営に専門職は欠かせないと私自身も思っております。その専門職の一人ひとりの意見がとても大切で、それをまとめてどのように私たちは支援していくのか方針を立てます。弁護士などのご意見もとても大切なので、なくてはならないものだと思います。また、開設後の人材育成もとても大切です。計画の段階ではまだいいと思いますが、開設後、児相の業務が重荷で対応できない職員が出てきたり、土日の対応で限界が来てしまって異動を希望する職員とか、育児休暇も男女問わず1年から取るような時代になってきましたので、職員の欠員が生じてきます。それらを予防するためには、職場の環境を良くしていくべきです。職場の環境を良くする1つとして、個のスキルの向上がとても大切になってきますので、オープンしてからでも職員の外部研修であったり、法定研修であったり、鑑別所との連携研修をやったり。センター内でグループを組んで研修企画をさせてみたり。一時保護所、要対協、児童相談所が一緒になった研修の企画をしたり。様々な機会に、職員たちには常に新しい知識がいくようにしてあげて欲しいと思います。

○A委員（議長）

それも見据えて、人材派遣計画の中で県との協力も開設後も含めてどれだけ残ってもらえるか。一緒に研修をやるとか、一体した人材育成計画なども必要になってくるのではないかとご意見を聞いて思いました。

○F委員

里親会との関係とか、施設の主管は豊橋市に行くと思います。豊橋には児童養護施設が複数あるので、おそらく豊橋市のこどもだけではうまらないと思うので、県から割愛というのか、お願いしますという形ではいかざるを得ないかなと思ってますけれどね。それから一時保護所に関しては、今20人で想定してらっしゃるみたいですが、県の保護所は同じ学校の子が集まるのをすごく嫌がるんですよ。だけど中核市だけでやっちゃうと、多分一時保護所の中に同じ学校とか、下手をすれば同級生が混じる可能性があるんで、それは当然そういうものだという前提でやるしかないのかなと思いますけどね。ただ同じ非行グループの子なんかは、できるだけ分けるべきかなと思うので、施設への一時保護委託は継続で残るのかなと思います。あと定員だけど、県は定員以上は絶対入れてくれんですよ。だけど関東、関西なんかは大体保護率が120とか130ぐらいにあるかな。里親の関係は本当に難しいと思うけど、東三河の里親会は本当に歴史があるので、里親会をアシストするぐらいのつもりでやられればいいかなと思うんですが。1点ちょっと気になるのは、特養（特別養子縁組）は豊橋市の中だけでは完結できないと思うので。距離が近すぎて。だから県とのやりとりは絶対残るかなと思ったりはします。それから医師の件ですけど、正直なところ若手の医師がありがたいんだけど、若手の医師だと児相だけで24時間365日常勤で置いとくのはちょっともったいないかなというか、そういう人あまりいないと思いますので。今法律が変わったから形としては、全国どこに児相にも医師がいるとは思うんだけど、若干増えたかもしれんけど、数年前まで児相の常勤医は5、60人しかいないんですわ。ほとんど兼務なんですよ。だから傍から見ると、市民病院があるんですから、市民病院から1人連れてくればいいかなと思うし。或いは保健所からでもいいんじゃないかなと思うし。逆に（こども家庭センターとして）ココエールが母子保健やられるんでしたっけ。だからココエールの一体としての医療業務みたい

なものがあれば、それはそれでいいのかなという気もします。それとですね、やっぱり1人目は小児科の方が無難だなんていう気がするね。保護所に入ってくる子の総合的な診断っていうのか、アドバイスする上でも、小児科の方がいろいろ使い勝手がいいような気がします。精神科も先程おっしゃったみたいに、管内にどっかこどもが入院できるような病院とタイアップしておくというのが一番便利かなとは思うんですけど。管内でなくても、豊橋市のこどもを常時受け入れてくれるような病院があれば、あんまり近すぎない方がそれもいいかなと思いますね。市民病院とか保健所の医師で良さそうな医師がいれば、こちらに引き込む方が無難かなと思ったりはします。

○A委員（議長）

多方面からご意見があったので、事務局としても全部答えられないかもしれませんが。F委員の話の中であったってこと1つ確認ですが、ココエールに来る（可能性のある）母子の担当は、あくまでこども家庭センターの母子保健っていう形ですね。

○事務局

はい、そうです。ですのでドクターはいらっしゃらないっていう感じですかね。

○F委員

健診なんかはやらないの、ココエールは。

○事務局

健診は保健所にはなりますね。

○A委員（議長）

あと特別養子縁組など広域で行うような業務は、定員のことも含めて少し整理をしておかれて、やっぱり県との協議も含めて考えていかれる必要があると思いました。あと弁護士や医師の確保というのはとても難しいですが、皆さんのご意見を伺っていると、必ずしも最初から常勤にこだわるよりもスキルや経験のある先生に、非常勤などの形で入っていただくなど、外部の方の手助けを借りるなどの形もまた必要な考え方かもしれません。そこも柔軟に考えていかれるといいのではないかと、皆さんのご意見を聞きながら思いました。私からも聞きたいことがありますて、児童福祉司の人数ですが、計算上基準に基づく必要最低人数というのが行政の考えだと思いますが、やはりこの数だと、今東三河児相が対応している分だけなので、今ココエールが担っている虐待の数が入っていないという整理になりますよね。だから本当にやっぱり最低、今豊橋市内に虐待や要保護児童として関わってるこどもが何人いるかっていうのは、この数の基準になると思います。児相の虐待件数だけにこだわると、少なく見積もり過ぎてしまう。だから豊橋市にいる要保護児童の数で、国の基準の計算式を当てはめて考えると、この福祉司29人程度となるというお考えでしょうか。

○事務局

そうです。

○A委員（議長）

そうじゃないと今まで対応できてたこどもまで対応できなくなってしまうので、この29人は最低限の数だっていう考え方が必要だと感じました。そういう整理、お考えということよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○A委員（議長）

そこが確認できてほっとしました。もう1つ、一時保護所の職員の定数に関しましても、これは新しい国の基準に合った計算をするとこの人数ということよろしいですか。どうしても他の中核市に比べると多く見えてしまうけれど、これは新基準だから多いということで、特段ちょっと上乘せした訳ではない。あと今通学の保障もすごく重要だと言われていまして、県の保護所だと通学はほとんど難しいという形になっていますが。保護所内で学習指導員が教えるっていう形を想定されてるのかなと思うんですけど、保護児童の通学や学習の確保はどのようにお考えでしょうか。

○事務局

そうですね。学習指導員はしっかりと確保して、中でも対応できるようにしたいと思っていますし。前回E委員も言われてたと思うんですけど、やっぱり市で行う児童相談所から通学ができる必要があるというご意見もあったと思いますし。実際、他市に伺っても、一時保護所からでも通学しているところはあったので、ここの部分は必ず必要かなと思っています。

○A委員（議長）

予算や人員の確保なども少し考えていただけるといいかなと感じました。

議題4. 複合・併設機能について

○A委員（議長）

それでは、議題4について、事務局から説明をお願いいたします。

●資料3目次2について事務局から説明

○A委員（議長）

ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いいたします。

○E委員

資料の市について、地域子育て支援センターやキッズスペースは別棟で、これはこのままですけれども、こども発達とか乳児の全戸訪問とかの機能は、今年度から本庁に移しました。子どもセンターでは、児童相談所とこども家庭センターの一部、要対協を中心的に運用することに変えました。何を併設したらいいかっていうのは、自治体によっていろいろ考え方があり、場所的にも限界があったりするので、一生懸命考えられたらよいと思います。こどもが地域で幸せに育っていくためには、どうあるべきかということだけを中心におき、別の組織であっても連携を強化していけると思います。こどもが幸せに世の中に巣立って行けるには、どのような機関と連携したり、どのような予防対策をとるべきか考え、よりベターな状態で設置をしてもらって、ベストを尽くして運営をしていく。設置後不具合があれば、条例改正とか組織改正とかを検討し、変更してもいいよぐらいに思っておかないと、時代や職員編成により支援が変化すると思います。常にこどもを中心に考えられたらいいと思います。

○A委員（議長）

本当にその通りだと思います。もし差支えなければなんですが、本庁に移った理由を教えてください。

○E委員

児童相談所長は子どもセンター長もこども家庭センター長も兼ねてました。そうすると所長はとても忙しく、組織もだんだんこども家庭センターに母子保健も入れたくなってきました。そしたら機能も広がり、職員も増え事務室も広げないといけない。多くの機能を持つことも一つですが、限界がきてしまいます。それなら相談機関は相談機関で本庁に入れて、市民や子どもたちが来やすいように本庁に窓口をもっと作っていった方がいいという考え方になり、子どもセンターは、児相と要対協の機能に特化したセンターになりました。現在うまくいってます。

○A委員（議長）

そうなんですね。こども家庭センターの部分は。

○E委員

子どもセンターと児童福祉の部門と母子保健の部門の3課に分かれていて、それが一緒になってこども家庭センターを動かしています。こども家庭センター（子どもセンター内）の中に要対協の事務局が入っています。

○F委員

ちょっと水を差すような話になるかもしれないけど、併設ってそんなに必要かなというのがまずあって。開かれた児童相談所ってイメージを考えてるかもしれないけれど、児童相談所に来るっていうのをすごく嫌がる住民のイメージがありますよ。まだまだ児童相談所イコール虐待というふうに思われてるものだから。家庭訪問しても、児相ですと大声出さないでく

ださいとか言われるところがあるので。そういう意味では、児相と何かの組織を合体して運営するのが、本当に意味があるのかなという気がします。もう1つは、これはいいとか悪いとかの問題じゃなくて、保健部門はどうしてもケースに対して受容的になる。児相の福祉司は、もうちょっと冷たくならんと意識としていかんと思う。だからそういった意味では、やっぱり組織の性質が違う。水と油を無理して一緒にしてもどうかなという気がする。新たに作らなくてもココエールと一緒に併設されてるんだったら、ココエールで全戸訪問だとか、乳児相談だとか育児相談を受ける中で、これは児相につなげた方がいいっていうようなケースを速やかに移動させられるような機能ができれば、一番理想じゃないかなと思うんですよ。今まだこども家庭センターができたばかりだもんだから、あちこちの市町村に行くとやっぱり旧来の組織の壁があってどうのこうのって言うてるんだけど、所長にやれとは言いませんけれど、両方に物が言える立場の人が、両方を見ながら適宜ケースを移動させる形が望ましいかなと思ってるので。あれもこれも一緒にしなくてもいいというのは、僕はちょっと抵抗がありますね。それからもう1つ言うと、子ども・若者総合相談センターが一緒に建物にあって便利かなっていうのは、若者支援部門で特に17～20歳ぐらいのこどもの自立支援を担うようなところは、近くにあるとかなり便利かなって思うし。それから市でもすでに、今の時代どこでも持ってらっしゃると思うけれども、こどもの集う場所、居場所づくり。これは全くフリーに行かなくても、例えば不登校で自殺企図があったり、いろいろ虐待されとったりっていう子が、保護所に軟禁されるのは嫌だけど、昼間行くところがないからっていうような子を集められるような場所は、とても欲しいなと思います。おいでと言ってくるかどうかはわかんないけど。資料で言うと7番（中高生が集う場所）だけれど。或いはこどもの預かり部門の8（一時預かり事業）、9（ショートステイ施設の併設）、11番（託児機能）等に関しては、同じ建物でなくてもいいんだけど、児相と密接な関係を持って運営できるというかなと思います。

○事務局

私たちとしては、児童相談所の機能自体は小回りが利くように、必要な権限だとか対応は迅速に俊敏に、必要なときには毅然とした態度で指導していく。そういった児童相談所の機能を持ちながら、F委員が言われるように、それとは別にこどもがいてもいい場所とか、児相は嫌煙されがちなイメージがありますので、せっかく市で児童相談所を持つのであれば、なるべく権利的ではないようなイメージも持ちながら、馴染みある児童相談所にしていけるといいと思っています。ただご意見の通り、何でもかんでも盛り込めばいいというものではないと思っていますし。E委員が言われるように、こどもの立場を考えたときに、本当にその併設機能があった方がいいのか、むしろなかった方がいいんじゃないかみたいなのところもあると思いますので、いろいろとご意見をいただきながら、本当に必要な機能をしっかりと残していきたいと思っています。

○B委員

先程、F委員がおっしゃったんだけど、虐待っていうところまでいかない、だけど育ちのところでうまくいってないお子さんが、結局いろんなところが関わらずに育ってきて。今どうなってるかっていうと、ちょっと社会からはみ出しそうになって、市販薬を飲んで酩酊したり、死にたいって言って自殺未遂してみたりするんですね。それまであんまり声が届いてないっていうか、どこにも関わらずに来てっていう子は結構多いんですよ。そういう子の居場所がないんですよ。話を聞いていくと明らかに虐待と言えるんだけど、でもそこまで問題にならなくてというようなお子さんたち。そういう子の受け皿があったらすごくいいだろうなと。しかも、児童相談所でやってらっしゃる方たち、そういう見立てができる人たちが、近くにいるっていうことはすごく大きいと思いますし。そういうところが市にあると、いいですよ。豊橋駅の周辺でたむろしてる子たちがいるんですけど、そういう子たちがディスカッションできたりとか、そういう場所があるといいのかなと。守られてる居場所になるといいと思いました。

○A委員（議長）

中高生が集う場所など、今ココエールが若者支援としてやっていらっしゃることとも重なるとは思いますが、その辺については併設されると、例えばこんなことを考えてるっていうのが何かありますか。

○事務局

中核市児相に視察に行かせてもらってる中で、児童相談所を設置すると結構非行とか薬物とかの案件のお子さんに関して指導だったりとか、その後のサポートをしていくような展開になってくる。そういったケースが知らなかったところで、結構多かったよという話を聞いています。確かに市ではなかなか、非行とか薬物の案件で児童相談所の指導がしっかり入って、そこで一定市に繋がってくる前に、比較的親御さんの協力を得て家庭に戻っていったりとか、指導が終結していくっていうことが多いんだろうなと思ってるんですけども。豊橋市で児童相談所を持つことになれば、非行だとか薬物の案件に関しても私たち市の方で対応しながら、指導にとどまらず、その後のその子たちの居場所だったりとか、家庭のサポート、フォローも今の市の機能で、児童相談所の機能の指導が終わった後の継続的な寄り添い、見守りというところで関わっていけるといいと考えています。

○A委員（議長）

そこはなかなか市だと今までノウハウの蓄積などが難しい部分だと思います。

○E委員

市が児童相談所を持つと、生まれてから自立するその過程を見ることができます。こどもたちが小さいとき、どのような支援を受けていたのか。その子たちがどのように成長して、どのように世の中に出て行けなくなったかの流れを見れます。これ（こどもが世の中に出ていけなかったこと）が辛くって仕方ないですね。頑張って支援を皆でやってきたはずなのに、やっぱり世の中に出られなくなる。どこに何があったらこの子はもう少し違ったのか。親のせいではない。限界のある親もいるからそこまで言えない。何があったらいいんだろうと考えるようになって。非行も小学校ぐらいで万引きしたり、家のお金取ったりとかいう子が来ますが、心理が、その裏は何だろうとか。どこら辺で親子関係がつかずいてるのだろうとか。どこら辺から上手く介入していったら、そこまでならないのか。なるだけ未然防止まではいかないけれども、いい支援をやっていただきたいなと思います。ただ、一世代でなかなか上手くいけないと今やっていて思います。何世代かを支援していかないといけないので、そこも考えていただけたら嬉しいなと思いました。

○A委員（議長）

本当に難しい課題ですけど、市という単位だからできることがもしかしてあるのかもしれない。市ではその家族をずっと見ていける。母子保健からずっと見て、小学校も含めて、教育委員会との連携も含めて見ていけるという点が、市で児相をつくるメリットになるのかもしれない。E委員がおっしゃったように、それが見えると言うのですかね。市児相になったことで、過去とかいろんな育ちが見えるようになったのは、同じスタッフが継続的に関わっていくから見えると思います。そういう意味でもやはり市の児相が関わるのは、大事なことだとお話聞いて感じました。私も1つ。フォスタリング機能をどうされるご予定でしょうか。資料に書いてあるよう、今は県の児相は自分のところでフォスタリング機能をやっていると思いますが、他の自治体は外に、社会福祉法人などをお願いしてフォスタリング機能をやるところもあります。必ずしも直営じゃなくてもいいと思いますが、市としてこの機能をどのようにしていくのでしょうか。里親支援センターがお隣にあるだけでもいいですし。里親支援はこれからとても大事になっていきますので、この機能をどうしていくかを、どこかでご検討いただければいいかなと思います。今何かお考えのところってありますか。

○事務局

フォスタリング機能につきましても、市の方でなかなか見えない部分でして。私たちもそういった機能が絶対に必要だと頭ではわかっているんですけども、実際にどういった取り組みをしながら、どのように里親、養子縁組のフォローも含めてしていけるのか、実際の業務としてまだまだわかってない部分があります。有識者会議の中で課題がしっかりと見える

ようになってきたと思っていますので、今後の人材育成だとか業務の内容の計画を立てていくときに、皆さんの意見をさらに追加でお聞きしながら、考えていけるといいと思っているところです。

○A委員（議長）

併設機能についてのご意見がなければ、全体に広げてとも思っていますが、委員の皆様よろしいですか。この前の課題や、事務局が特に聞きたいと思っていることも含めて、全体をお伺いしようかなと思います。前のところにも戻って、人員の配置や計画、人材の確保も含めて広く皆さんに、さらにここを深めておいた方がいいという点などありましたら、ご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○F委員

人材の方でいいですか。資料に書いてないけれど、運転士がいると便利だよ。市内だけだったらあれだけど、場合によっては市外も行くだろうし、運転士が1人いてくれると職員が1人でいけば大体済むもんだから、とても役に立ってます。

○事務局

運転手は警察OBの方ですか。

○F委員

警察OBとは別口で、運転業務専門の職員がいます。

○A委員（議長）

警察との連携もとても大事になってくると思いますし、どういう形でお願いするのは県警との協議もあると思います。委員が最初に仰っていただきましたけれど、保護者との対立もとても多いですし、警察とどう連携していくか。職員配置のところにはまだ書かれてないかもしれないけど、そこもご検討いただければと思います。あと運転手も確かにあるといいです。夜間休日をどうするかっていうことも、人員を考える上で大事だと思います。土日業務や夜間業務が多いので、それをきちんと数字上に表していく工夫も必要かなとも思いました。

○D委員

一時保護所の職員配置のところで、栄養士又は管理栄養士が0人となっています。また、調理員はどう考えていますか。こどもにとっては、食べることが楽しみじゃないですか。でもその配置が資料に載ってないので。一時保護する児童からは時々、あそこの施設のご飯は不味かったよと聞きます。

○事務局

一時保護施設の運営の仕方は、まだまだ見ていけないといけない部分があります。配置基準では、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては、必須ではありません。委託で丸々受けてくださるような調理業者が入ってくださればいいのか、直営で雇うか、いろいろなやり方があると思いますので、D委員がどう思われるか、助言としていただければなと思います。

○D委員

田舎だと、周りの方から出荷できないお野菜とかいただけるんです。昔食べるものがなかったときに施設に食べさせてもらったから、施設を大事にしないと代々受け継がれてる方がみえて、お野菜をもらったり、たくさん魚を釣っちゃったから使つてというのも結構あったりする。先程言ったみたいに、あそこの施設は美味しくなかったけど、ここは美味しいねと言ってくれることが多いので、やはりできれば自前で作れる方が。どこに建築されるかもわからないですけど、場所によっては地域に根差していけば、（野菜などを）使つてとか、もらってくれるかっていうことも往々にしてあると思うので。一時保護所できちっと調理してあげて温かいもの。給食業者も温かいようにはなってますけど、やはり味気ないので。器も読み見て楽しむ、食べて楽しむっていうことができる環境づくりをしてあげると、こどもたちも喜ぶと思うので、そういうふうにしていただければありがたいかなと思います。

○A委員（議長）

こどもから見た一時保護所ですね。おっしゃる通りだなって思います。内部調理をすると設計図も変わってきますし、やはり構想段階で練っておくべきことかなと思います。

○C委員

先程、警察OBが児相の職員として入っていると非常に心強いという話がありました。私の記憶だと、現職の警察官が職員として入っている児相もあります。もしヒアリングする機会があるのであれば、なぜ現職ではなくてOBにしているのかとか、或いはなぜ現職なのかとかね。まず前提が違うかもしれませんが、その辺りも聞いておかれるといいかなと思います。根本的な発想としてはね、虐待をする親も支援しなきゃいけないんですよ。傷害事件とかやってるんですよ、こどもに対してね。だけどそれは何か事情があって、こどもをどうしても叩いちゃうと。痣だらけにしちゃうとかね。そういうことなので、こどもを守らなきゃいけないんだけど、こどもの周りの親も実は支援しなきゃいけないってのが非常に難しい部分なんです。そうだとすると、児童相談所に気軽に相談に来てもらうために、そこに警察官がいていいのかというのが元々の発想で、警察官がいたら相談に行けないだろうと。行った途端に逮捕されるのかって話になるもんだから、虐待をする親との距離感を、虐待も好きでやってる訳じゃないと思うんですよ。何らかの事情で虐待をしてしまう親との距離を切らないためには、現職の警察官はやっぱりまずいだろうという発想で、多分OBを入れてるということかなと私は理解します。ただもっと違う考えなのかもしれません。でも児童相談所は親と対決しなければならないので、どうしても現役の警察官なのか、或いは警察官OBなのかは別として、いてもらうとありがたいというのは非常によくわかります。その辺りをどうするのかということで、犯罪を捜査するような組織との関係も考えていかないといかんのかなと。児童虐待を受けたこどもは、初期の段階で皆いろいろ聞きたいんですよ。いろいろ聞きたいんだけど、児童相談所が根掘り葉掘り聞いて、警察が根掘り葉掘り聞いてっていうと、こどもは二重の被害にあいます。そんなこと話したくないのに無理に話すとかね。だからできれば、児童相談所や警察や或いは検察庁での聞き取りは、1回で済ませたいと。1回で済ませて記録を残して、それを後々の裁判手続きに利用したいという発想があります。これはアメリカとかで言うところの司法面接っていう考え方なんですけど、早い段階でできるだけ中立的ないい環境の中で、1回だけ話を聞いてビデオで納めちゃって、それに基づいて処理をするということで、何年か前から全国にそういう形になって。それを三者共同面接って言い方をするんですけど、児童相談所、警察、それから検察庁、3者で共同で1回だけ聞いて、それを記録化しちゃうということで。検察庁内部では三者共同面接と言わずに、代表者事情聴取という言い方をするらしいんですけど。そういう手続きをします。そういうときに弁護士も念のため同席してくれないかってことで、呼ばれることが多いんですけど。ただ三者共同面接は本当は、児童相談所としてこの家庭の問題を、いずれ例えば家庭裁判所で白黒つけなきゃいけないとかね、そういう司法に役立てなきゃいけない部分があるので、当然とても重要な手続きであるはずなんですけど、実際の運用として私が見てる限りでは、警察とか検察庁の手伝いをしてるような三者共同面接が多いんですよ。なんか命じられて協力してるような部分があってね。それは三者共同面接の本来の趣旨と違うんじゃないかというようなこともあります。ただそうは言っても児童相談所業務で、警察だとか検察にお願いしていろいろ動いてもらうこともあるもんだから、無下に断れないんだけど。ただ警察とか検察庁は、児童相談所業務に役立てるために三者共同面接をしてるっていう意識は全然ないような気がします、傍で見てると。本当は3者対等で、それぞれの目的が違う訳けども、代表者が話を聞く手続きをそれに生かすような運用ができればいいのかなと常々思ってますけども。もし豊橋で児童相談所が何年後かにあるとしたら、捜査機関とのつき合い方も理念としてちょっと考えといておいた方がいいのかなと思いました。

○E委員

司法面接は重要なもので、1回でやらないといけないので毎月のように方法論を研修しています。間違っってはいけないので。警察とか検察とも研修はしますが、常に1回で決められるように練習をしています。

○C委員

残念ながら、児相職員が代表者で聴取することはほとんどない児相もあります。地域によっていろんな取り組み姿勢があると思うんですけど、そこは基本的に検察庁の女性の検事が代表者として聞く。バックヤードでビデオで見ながら、そこに警察官と児相職員がいて、検事はその上司の検事からワイヤレスで指示されて、日にち聞いてとかね。それは何曜日とか、テレビ番組で何を見た日の夜なのかちゃんと聞くようにとか。要するに後々の捜査のために、事実を固めるにはどうしたらいいかっていうことに最善のことを考えて、検事が代表者として事情聴取をするという運用をして。本当は児相職員が、児童福祉のために聞くというのがいい場面もいくらでもあると思うんだけど、残念ながら検察庁が中心でやってるから、結果として三者共同面接の機会は、捜査機関の手伝いを、お膳立てをするのが児童相談所みたいな形になって、ちょっとこれは違うんじゃないかなっていう不満はある。結局後々裁判になったときに、こどもを証人にしなきゃいけなくて非常に辛い状況になるんだけど、そこで誘導がない中立的な状況でしっかり証拠をとってると、公判になったときの証明が少し楽になるような刑事訴訟法になってるんですよ。そのために検察庁としては、児相職員には任せられないという話だと思います。要するに本来司法面接なので刑事司法じゃなくて、家庭裁判所でのいろんな司法とかも含めて、皆で証拠を固めましょうという状態だと思うんだけど、今少なくともそこで行われている共同面接は、あくまで捜査のためにやりましょうということです。こどもから話を聞くんだけどこれがまたなかなか難しく、答えを暗示するような質問をしちゃだめなんですよ。誘導尋問って言うんですけど、そうじゃなくて、全くまっさらな状態で聞くと。これがなかなか技術的に難しいんですよ。児相職員は本業があるので、そればかりやってられないと思うんだけど。誘導しないで聞くのは、検事の方がよっぽど心得てるということだと思うので、やむを得ない部分もあるんだけど。

○E委員

大きな事件になったら検事がやります。小さな、ちょっとしたようなことを聞いておいてくださいということは心理職とかが警察と聞くという状態です。だから練習をしています。

○A委員（議長）

そういう研修も児相職員に必要になってきますし、多分派遣計画の中で児相に派遣して、そういう経験を積むということですかね。非行もですけど、司法的なことは児相に行かないと体験できないこともあると思うので、やはり多くの職員が派遣で実際に体験できると本当はいいですね。今のココエールの相談とはまた違う温度感があると思いますし。

○事務局

司法面接室が用意されている児童相談所もありました。心理司が毎月のように研修でプロトコルをしっかりと覚えて暗記して、記憶の汚染がないようにというところと、トラウマインフォームドケアというところの配慮を踏まえた上で、児童相談所の職員ができるっていうのは、こどもの権利という部分では確かに大切だと思っています。なかなか警察や検察と対等に福祉の職員がやろうとすると、そのプロトコルっていう基本的なベースをまず学んで研修しないといけないので、そういったところを研修計画とか人材育成計画に盛り込んでいくべきかなと思っています。私たちの中だと児童福祉司と児童心理司は、児童福祉法でもしっかりと業務などがたくさん明記されていて、しっかりやらないといけないっていう部分は頭にあったんですけど、今回弁護士や医師に関しても、児童相談所の弁護士や医師は少し特殊な分野ではあるとよくわかりましたので、その辺りも研修の計画とかに盛り込んでいく必要があるのかなと感じています。

○A委員（議長）

市ですごく大量の職員を採用していられると思いますが、専門職で、福祉職や心理職として雇った人は、ずっと児童相談所にいるイメージなのか、市の中にある例えば福祉事務所の部門とか、心理職だったら発達部門とか、豊橋はいろんな市の施設があるので、人事交流なども考えていらっしゃるでしょうか。それによっても人がたくさん来たり、今の既存の豊橋市にいらっしゃる専門職の人が児相に来るとか、そういうこともできるかなと思います。転勤

ですかね。それは考えていらっしゃいますか。

○事務局

基本的には児童相談所の業務に携わる専門職は、かなり専門的な部分があると思うし、ケース的に携わるというのも、本当にマニュアル通りに進まない業務だと思うので、2、3年で人が変わるっていうことはなかなか難しいと思ってます。なので、児相で採用した部分については児相で、基本的な配置になってくと思います。ただ、人事交流も必要であると思ってます。やっぱり児相だけではなく、一部の職員は人事交流を常にするような。何割かの職員はすることになると想定してます。冒頭にC委員から、市の職員に弁護士がいるとご紹介いただいたんですけども、実はその1人の職員と同じ職場で働いていたことがあって、当時まだ司法試験前で、業務終わってから司法試験勉強して合格して、研修とかも行ったりしてたんですけど。その職員は弁護士の資格を使って、役所のいろんなところで活躍したいと言っていました。弁護士資格を持った職員が、特定の課で総合的なことだけをやるのではなく、各業務でペシャリストになってもらうような異動もできたらいいと思ってます。

○A委員（議長）

そうするとキャリアアップというか。1人の専門職としてのキャリアプランも多様になってきます。児相だけでスペシャリストをもちろん育てるというのもありますし、福祉の現場をいろいろ体験してっていうのも。いろんな道があると人も来やすいのかもしれないと思いました。

○F委員

今A委員が聞いてくれた、他の職場との交流というのはとても大事だと思ひまして。よっぽど入口で絞り込んでも、やっぱり合わない人ってのはどうしても出てくるので。辞めさせる訳にはいかないので。そういう人をどういうふうにしてやってるかっていうのは、少し余裕っていうのか、どっかで使えるような形をやっぱり考えといた方がいいような気がしますね。

○A委員（議長）

本当にいろんな適性に合わせた処遇ができると、組織としても豊かになるかなと思ひました。では皆さんよろしいでしょうか。では進行を事務局にお返ししたいと思います。次回の会議についての案内をお願いします。

●次回の会議について事務局から案内

○事務局

皆様、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様からいただいたご意見を反映させながら、今後も検討を進めてまいりたいと存じます。以上で、本日の会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。次回も引き続き、よろしくお願いいたします。